

養子縁組・離縁、認知

届出の種類	届出期間	届出人	届出の場所	必要なもの
養子縁組届	期間なし	養親及び養子 (養子が15歳未満の場合 は代諾権者 [法定代理人])	養親または養子の本籍地 もしくは住所地の市役所、 <u>窓口センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 届書 ※証人は成年者2人以上必要 ※養親または養子に配偶者がいる場合、その方の同意が必要 ▪ 養親及び養子の印鑑 (養子が15歳未満の場合は代諾権者の印鑑) (押印は任意) ▪ 家庭裁判所の許可書 (未成年者を養子にするとき。ただし自己または配偶者の直系卑属を養子にするときは、不要) ▪ 国民健康保険資格確認書 (加入者のみ) ▪ マイナンバーカード (氏の変更がある方のみ)
養子離縁届	協議	養親及び養子 (養子が15歳未満の場合 は離縁協議者 [離縁後に法定代理人となるべき者])	養親または養子の本籍地 もしくは住所地の市役所、 <u>窓口センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 届書 ※証人は成年者2人以上必要 ▪ 養親及び養子の印鑑 (養子が15歳未満の場合は離縁協議者の印鑑) (押印は任意) ▪ 国民健康保険資格確認書 (加入者のみ) ▪ マイナンバーカード (氏の変更がある方のみ)
	調停 審判 判決 など	調停の成立した日または裁判の確定した日か	申立人	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 届書 ▪ 申立人の印鑑 (押印は任意) ▪ 調停調書謄本

		ら 10 日以内			<p>(調停離縁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 審判書謄本と確定証明書 (審判離縁) ▪ 認諾調書謄本 (認諾離縁) ▪ 判決謄本と確定証明書 (判決離縁) ▪ マイナンバーカード (氏の変更がある方のみ)
認知届	任意	期間なし	認知する者	<p>認知する者または認知される者の本籍地もしくは住所地の市役所、<u>窓口センター</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 届書 ▪ 認知する者の印鑑 (押印は任意) ▪ 子が成年者の場合はその承諾書
	審判判決	裁判の確定した日から 10 日以内	申立人	<p>認知する者または認知される者の本籍地もしくは住所地の市役所、<u>窓口センター</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 届書 ▪ 認知する者の印鑑 (押印は任意) ▪ 審判書謄本と確定証明書 (審判認知) ▪ 判決謄本と確定証明書 (判決認知)